

2004 MOTORCYCLE SPORTS RULES

MOTOCROSS

モトクロス

CONTENTS

▼付則14 モトクロス競技規則

1. 適用の範囲	184
2. モトクロス	184
3. コースの様	184
4. レース中の公式シグナル (合図)	184
5. 出場車両	185
6. MFJ公認車両・公認部品	185
7. ライダーの装備	185
8. 参加資格・車両	186
9. 出場申し込み	186
10. 参加受理	186
11. 公式通知・タイムスケジュール	186
12. 参加定員	186
13. ゼッケンナンバー	187
14. 燃料およびオイル	187
15. 出場受付	187
16. 車両検査	187
17. ライダーの変更	188
18. 車両の変更	188
19. 部品の変更	188
20. フリープラクティスおよび公式練習	188
21. ピットおよびサインエリア	188
22. 公式予選	188
23. 決勝レース出場台数	189
24. スタート位置の決定方法	189
25. ウォーミングアップ	189
26. レース	189
27. レースの終了	190
28. 優勝者、順位、完走者および得点	190
29. レース後の車両検査	191
30. レースおよび大会の延期、中止等	191
31. 抗議	191
32. レース中の違反行為に対する罰則	191
33. 本規則の解釈	192
34. 本規則の施行	192

▼付則15 2004年全国選手権大会特別規則

1. 公 示	193
2. 競技会開催日程等	193
3. 運営・実行組織	193
4. 開催部門・クラス	193
5. 参加資格	193
6. 出場申し込み	194

7. 出場料およびMFJ共済会掛金 (保険料)	194
8. 参加受理	194
9. 競技内容	194
10. 賞および得点	195
11. 出場車両	196
12. ゼッケンナンバー	196
13. ガソリンおよびオイル	197
14. 車両検査	197
15. 車両の変更	197
16. フリープラクティスおよび公式練習	197
17. 決勝レース出場資格	197
18. スタート	198
19. レース	200
20. レース後の車両検査	200
21. 総合順位の決定方法	200
22. 抗議	200
23. 本規則の解釈	201
24. 本規則の施行	201
2004年全国モトクロス選手権開催日程	203

▼付則16 モトクロス基本仕様

1. カテゴリとクラス	204
2. 排気量の算出方法	204
3. 一般的なアイテム	204
4. 燃料、燃料/オイルの混合液	209
5. 音量規制	209
6. テレメトリー	210
7. 重 量	210

▼付則17 国内モトクロスの仕様

1. クラス区分	211
2. 出場車両	211
3. 重 量	211
4. 音 量	212
5. 互換性	212
6. 燃 料	212
7. マシン仕様	212
8. 各部の仕上げ調整	216
9. 公認車両から変更・交換できるもの	216
10. 追加の装備	216
国際B級の仕様	217
50cc部門の仕様	218

※2004年度の規則変更点は太字で示されています。

2004 MOTOCROSS RULES

付 **14** 則

モトクロス競技規則

1 適用の範囲

以下に記す規則は、**世界選手権を除き**国内すべてのモトクロス競技会に適用される。

2 モトクロス

モトクロスとは、走路面に凹凸、急勾配、走路方向が急変するような地形のところで行われるクロス・カンントリーレースである。

3 コースの仕様

コースの長さは1周、3km以下とし、その幅は少なくとも追い越し可能なゆとりを持たせなければならない。また、コース等は、別に定めるモトクロス会場に関する規則に準拠し、適切なレーシングコンディションと安全性が確保されていなくてはならない。

4 レース中の公式シグナル(合図)

ライダーは掲示される公式シグナルを確認し、そのシグナルに従わなければならない。

4-1 公式シグナル(合図)は、約750mm×600mm寸法の旗を使用し、次のように与えるものとする。

シグナル	意味
赤旗	全員走行停止
黒旗とゼッケンを記したボード	当該ライダーは走行停止
黄旗(静止)	危険予告
黄旗(振動)	徐行、安全確認、追い越し禁止
青旗	警告、ラップされようとしている
緑旗	レーススタート時におけるコースクリアを示す為に使用される場合がある。
白黒チェッカー旗	レース終了

※グリーンフラッグはスタート進行の際(スターティングエリアへ移動する際)に示される。
(全日本選手権のみ)

4-2 競技内容が示されている規定の時間を経過した後、トップのライダーがゴールを通過した時点から、残りの周回数を示すボードが提示される。

5 出場車両

車両は、国内競技規則・第3章 [⑩出場車両] (37頁) の限度を充たし、安全上完全に整備されているものでなければならない。

なお、改造されて型式（モデル）が判別できないような車両は競技会に出場することはできない。

6 MFJ公認車両・公認部品

MFJ公認車両は、国内競技規則・第3章 [⑰MFJ公認車両および公認部品・用品] (37頁) による。

7 ライダーの装備

7-1 ヘルメット

7-1-1 ヘルメットはジェット型かフルフェイス型のもので、MFJが公認したものでなくてはならない。

7-1-2 MFJの公認したヘルメットには、公認マークが貼付される。

7-1-3 競技会の車両検査時にヘルメットの検査が行われ、検査に合格しなかったヘルメットは、MFJの公認したヘルメットであっても当該ライダーの安全上、その使用を禁止される。

〈MFJ公認ヘルメットマーク〉

7-1-4 MFJ公認マークの貼付されていないヘルメットについては、特別検査を受け、公認ヘルメットと判明した時点で、公認シールが貼付される。その際、特別検査料（1,000円）を支払わなければならない。



7-2 ゴーグル

ガラスを用いたゴーグルの使用は一切禁止される。枠は柔軟な素材を使用したもので転倒による衝撃を受けた場合でも危険でないものでなくてはならない。

7-3 ライダーの服装

7-3-1 服装は、レース中ライダーの身体の安全を確保し、車両の操縦を防げるものでなくてはならない。

7-3-2 耐火性で溶けない素材の丈夫な生地で自由な動作を妨げない長袖のジャージを着用しなくてはならない。

7-3-3 突出部分のない革、または革と同等以上の性能を持つ手袋及びブーツを着用しなければならない。

7-3-4 ライダーは競技会中、難燃性の素材を使用したアンダーウェアを着用しなければならない。

7-3-5 プロテクター（プレストガード等）の着用が望ましい。

8 参加資格・車両

- 8-1 参加者及びライダーは、国内競技規則・第3章 [⑬競技参加者] (35頁) に合致していなければならない。

ライセンス	85クラス		125クラス		250クラス	
	2ストローク	4ストローク	2ストローク	4ストローク	2ストローク	4ストローク
国際A級	51cc以上～85cc以下	—	100cc～125cc	175cc～250cc	175cc～250cc	290cc～450cc
国際B級	51cc以上～85cc以下	—	100cc～125cc	175cc～250cc	175cc～250cc	290cc～450cc
国内A級	51cc以上～85cc以下	—	100cc～125cc	175cc～250cc	175cc～250cc	290cc～450cc
国内B級	51cc以上～85cc以下	—	100cc～125cc	175cc～250cc	175cc～250cc	290cc～450cc
ジュニア	51cc以上～85cc以下					
P C	50cc以上～65cc以下					

9 出場申し込み

- 9-1 出場申し込み場所および期間は、大会特別規則の定めるところのものとする。
- 9-2 出場申し込み手続き
- 9-2-1 各部門とも所定の申込書に必要事項をすべて記入し、出場料及び共済会掛金を添えて大会事務局に提出しなければならない。
- 9-2-2 2クラス以上に出場を申し込む場合でも、申込書は1枚でよい。ただし、2クラス以上出場に必要な事項をすべて記入すること。もし記入漏れのあった場合、申し込みを拒否される場合がある。
- 9-2-3 郵送の場合は現金書留を使用し、締切日当日の消印のあるものまでが有効となる。
- 9-2-4 締切日以降の申し込み及び電話・FAX等の申し込みは一切受け付けない。

10 参加受理

- 10-1 必要事項を記入した出場申し込み書、及び所定の金額を大会事務局が受理したもののみ、参加受理書が発送される。
- 10-2 大会が中止された場合、また参加者が何らかの理由によって拒否された場合のみ（申込者が必要な手続きを怠った場合はこれに当てはまらない）出場料、共済会掛金が返却される。
- 10-3 いったん受理された出場料・共済会掛金は、上記10-2及び国内競技規則・第3章 [⑳競技会の延期および中止等] (40頁) の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。公式予選を通過しなかった場合も同様である。

11 公式通知・タイムスケジュール

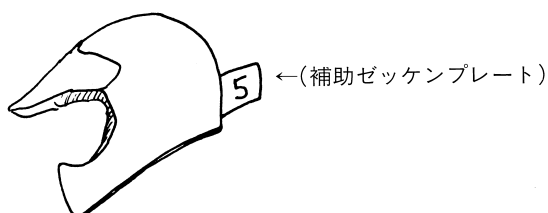
公式通知及びタイムスケジュールの詳細は、申し込み締切後に通知される。

12 参加定員

定員は定めない。

13 ゼッケンナンバー

- 13-1 ゼッケンナンバーは、車両検査までに規定の書体及び色で記入しなければならない。
(207頁参照)
- 13-2 ゼッケンナンバーの状態は、車両検査時に車検員によって点検され、判読しにくいと判断された場合には修正が要求される。
ゼッケンの修正を要求された場合、速やかに修正を行い、再度車両検査を受けなければならない。
- 13-3 レース中、ナンバープレートや配布されたゼッケンを装着せずに走行したり、間違ったゼッケンナンバーを装着して走行した場合は、その周回数は記録されない。
- 13-4 雨天の場合、競技監督の判断によりヘルメット後部に補助ゼッケンプレート（9cm×9cm程度）を取り付けなければならない。



14 燃料およびオイル

- 14-1 ガソリンは無鉛ガソリンに制限されている（AVガス、航空機用燃料等は使用できない）。ガソリン及びオイルに関する詳細は国内競技規則・第3章 [18燃料およびオイル]（37頁）及びモトクロス基本仕様④燃料、燃料／オイルの混合液（209頁）による。
- 14-2 ガソリンの銘柄及びその詳細が主催者によって指定された場合は、当該指定ガソリンを使用しなければならない。
- 14-3 ガソリンの運搬については、消防法第16条の規定に従った方法で行わなければならない。

15 出場受付

- 15-1 出場受付の時間及び場所は、公式通知によって示される。
- 15-2 定められた時間内に、必ずライダー本人または当該ライダーのメカニックがMFJライセンス、参加受理書および健康保険証（コピー可）を提示して出場資格の確認を受けなければならない。
- 15-3 MFJライセンスを提示できない者は、出場が認められない。
- 15-4 未成年者の参加承諾書は、ライセンス申請時に提出するものとし、当該年度のMFJ公認競技会において適用される。（各大会ごとの提出の必要はない）

16 車両検査

- 16-1 車両検査は、公式通知に示されるタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域において行われる。
- 16-2 車両検査のための車両は、ライダー本人又は当該ライダーのメカニックが出場受付終了後、車両仕様書とともに持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。また、車両に打刻されたナンバー（エンジン部・フレーム部）が

モトクロス競技規則

研磨及び切削などにより失われている車両については、販売証明書を添付すること。販売証明書を添付されない場合は原則として競技会への参加は認められない。規定時間以外の車両検査は、競技監督が不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外に行わない。

- 16-3 車両検査において、規則違反または安全上出場が不適当と判定された車両は、公式予選を含む一切の走行を拒否される。
- 16-4 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両の検査を行うことができる。その際、規則に準拠していない車両がある場合、当該車両の使用は認められない。

17 ライダーの変更

ライダーの変更は認められない。

18 車両の変更

- 18-1 登録された車両の変更は原則として認められない。
- 18-2 変更する必要がある場合は、所定の書式に従って変更申請を行い、競技監督が認めた場合に限り認められる。(国内競技規則第3章⑲競技出場の申し込み、㉑ライダーおよび車両の変更(38頁)による)
- 18-3 エントリー車両と、車検を受ける車両の変更
参加受理書発送後エントリー用紙記入車両に変更がある場合、選手受付時に車両変更手続きをしなければならない。
- 18-4 車検終了後の車両変更
車検終了後の変更は、大会事務局にて車両変更手続きをしなければならない。
- 18-5 車両変更は同部門、同クラス間の変更のみ許可される。車両変更手数料は5,000円とする。

19 部品の変更

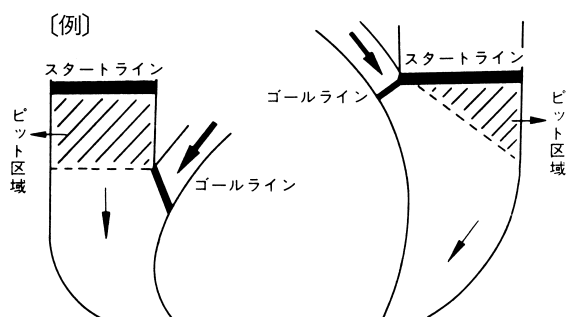
フレーム、クランクケース、サイレンサーの変更は原則として認められない。ただし、交換のためにあらかじめ検査を受けたサイレンサーは除く。フレームの変更、クランクケース(エンジンアッセンブリー含む)の変更は、車両の変更とみなされる。

20 フリープラクティスおよび公式練習

大会によって、フリープラクティス及び公式練習が設けられる。フリープラクティスへの参加は義務づけられていないが、安全上の理由から参加することが望ましい。ライダーは、主催者が設けた公式練習に参加することが義務づけられる。

21 ピットおよびサインエリア

- 21-1 ピット及びサインエリアは主催者により指定される。特に指定のない場合のピットエリアは、スタートラインからゴールラインまでの、周回走行にさしつかえないコースサイドまたはコース上である。
- 21-2 ピットクルーはサインエリアの区分を厳守しなければならない。
- 21-3 レース中に、ピット区域以外のパドックに戻った場合は失格となる。



22 公式予選

- 22-1 各クラスの出場申し込み台数が、決勝レース出場台数を越えた場合、決勝進出者決定のために公式予選が行われる。
- 22-2 公式予選の内容
- 22-2-1 公式予選は、原則として各クラス別に行われる。
- 22-2-2 公式予選の日程は、特別規則に示される。
- 22-2-3 公式予選は原則として大会公示に示される周回数のレースによって行われる。

23 決勝レース出場台数

決勝レース出場台数は原則として最大30台とするが、各コースごとに定められる公式通知に示される。

24 スタート位置の決定方法

スタート位置の決定方法は、大会特別規則もしくは公式通知に示される。
一度スターティンググリッドを選択したものはその位置を変更することはできない。

25 ウォーミングアップ

- 25-1 エンジンのウォーミングアップは主催者により指定された場所及び時間帯に限られる。
- 25-2 ウォーミングアップ以降、スタート係によってスタートのためのエンジン始動の合図がなされた後は（キックスタートの場合は、エンジン停止の合図がなされた後）ライダーからタイムのサインがあっても競技は続行される。

26 レース

- 26-1 スタートまでの行動
- 26-1-1 ライダーは、特別規則に定められたタイムスケジュールを厳守しなければならない。
- 26-1-2 ライダーは、スタート前チェックの後車両とともに指定区域内に待機してなければならない。
- 26-2 スタート
- 26-2-1 スタートの方法については、原則として各部門ともスターティングマシンを使用したエ

- ンジンランニングスタートとする。ただしスターティングマシンを使用しない場合は、主催者の定めるスタート方法とする。
- 26-2-2 スタート位置は、すべて正規のスタート・ラインからなされるものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは、一切考慮されない。
- 26-2-3 スターティングマシンが使用される場合は、車両の位置はスターティングマシンの後方の区域内とする。
- 26-2-4 スタートの合図は、スタート係の合図（国旗等）によって行われる。ただし、スターティングマシンを使用する場合は、この限りでない。
- 26-2-5 スタート時にフライングがあった場合は、スタートライン前方（第1コーナー付近）において赤旗が提示され、再スタートとなる。その際、同一ライダーが再びフライングした場合、当該ライダーは失格となる。
- 26-3 コースアウト
ライダーは、走行中、やむを得ず定められたコースを外れ、再びコースに戻る場合には、外れた地点よりコースに復帰しなければならない。
- 26-4 コースカット
コースカットは禁止される。自分に有利になるように故意にカットしたライダーは当該予選またはレースから除外とされる場合がある。必要に応じて審査委員会は更なるペナルティーを科すことができる。コースに復帰するには、時間的または距離的に自分の有利とされない地点から復帰しなければならない。その際は一時停止及び安全確認を怠らないこと。
- 26-5 ピットエリア内で車両整備などに従事するメカニックの数は、2名以内に限定される。
- 26-6 レース中、サイレンサー、マフラー、チャンバーが外れた場合、または破損した場合は、競技役員より当該ライダーに対して黒旗及びゼッケンを記したボードが提示される。提示されたライダーは速やかにピットエリアに入り、修理しなくてはならない。修理後競技役員の許可を得た上で、スタートが認められる。

27 レース終了

- 27-1 レース終了は、優勝者の完走後、チェッカー旗が振られ、マーシャルが定位置を離れるか、またはマーシャルがコースを一巡することによって示される。
- 27-2 トップを走行するライダーが、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。
何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、チェッカーフラッグが提示された周をもって終了したものとみなされる。

28 優勝者、順位、完走者および得点（ポイント）

順位は下記の優先順位に基づき決定される。（いかなる場合も完走者及びチェッカーが優先される）

- 28-1 優勝者
優勝者は、定められた周回数またはレース時間+1周を最短時間で完走したライダーとする。
- 28-2 順位の優先順位
- 28-2-1 チェッカーを受け完走周回数を満たしたライダーで周回数の多い順。

- 28-2-2 28-2-1で同周回の場合はチェッカーを受けた順。
- 28-2-3 チェッカーを受けられなかった完走周回数を満たしたライダーで、周回数の多い順。
- 28-2-4 28-2-3で同周回数の場合はゴールライン通過順
- 28-3 その他の優先順位（未完走者）
この項に該当するライダーは順位は付かないがリザルト上の優先順位を下記のとおりとする。
- 28-3-1 周回数の多い順。
- 28-3-2 同周回数の場合、ゴールライン通過順。
- 28-4 完走者とは
- 28-4-1 優勝者の75%（少数点以下は切り捨てる）以上の周回数を完了したライダーを完走者とする。
- 28-4-2 レース途中でリタイヤしたライダーも完走周回数を完了している場合は、完走者とみなされる。
- 28-5 得点
- 28-5-1 得点は国内競技規則・第3章〔28公式得点（ポイント）〕（40頁）によって与えられる。
- 28-5-2 得点は完走者に対してのみ与えられる。

29 レース後の車両検査

- 29-1 レース終了後、原則的に1～6位の車両は直ちに車検員によって決められた区域内に管理され、暫定結果発表後30分間保管され、必要に応じて検査される。
- 29-2 上記車両は、必要に応じて車両重量及び音量が測定され、規定を満たしていない車両の当該ライダーは失格となる。

30 レースおよび大会の延期、中止等

国内競技規則・第3章〔29競技会の延期および中止等〕（40頁）による。

31 抗議

- 31-1 抗議は、国内競技規則・第3章〔31抗議〕（41頁）による。
- 31-2 抗議は、暫定結果発表後30分以内（全日本選手権では20分以内）に当該ライダーおよびエントラント代表者だけが行うことができる。
- 31-3 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合は、抗議対象者が支払わなければならない。この車両の分解等に要した費用は車検長が算定する。
- 31-4 車両の分解検査に立ち合う者は、車検長及び抗議を受けた当事者のみとする。

32 レース中の違反行為に対する罰則

レース中の違反行為については、競技監督並びに大会審査委員会がその権限において下記の罰則を課することができる。

- 32-1 失格
- 32-1-1 故意に走路を妨害した場合。
- 32-1-2 コースを逆走した場合。
- 32-1-3 示された合図旗に従わなかった場合。
- 32-1-4 フライングを2度繰り返した場合。

モトクロス競技規則

32-2 1周減算または失格

32-2-1 レース中に他のいかなる援助を受けた場合。

外部からの援助

公式練習、公式予選及びレース／ヒートの間に外部からの他のいかなる援助を受けた場合。
(ただし、オーガナイザーに任命されたオフィシャルが役務の一環として安全上の理由から援助する場合は例外とする。)

32-2-2 1度コース外に出て、明らかに自分に有利となる所より再びコースに復帰したと判断された場合、1周減算または失格とする。

32-3 1周減算

32-3-1 ウォーミングアップ中止後、競技役員の許可なくエンジンを始動させた場合。

32-3-2 上記32-2、32-2-1、32-2-2の場合。

32-4 嚴重注意

大会役員の指示に従わなかった場合。

その他、競技規則に対する罰則は、国内競技規則・第3章 [③③違反行為に対する罰則]
(42頁)による。

33 本規則の解釈

本規則及び競技に関する疑義は、大会事務局あてに質疑申し立てできる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

34 本規則の施行

本規則は、2004年1月1日から施行する。